

| | | | | |
|----|------|-------------------|----|-------|
| 会社 | 会社名 | 株式会社テレビ神奈川 | | |
| 概要 | 従業員数 | 107名（平成27年5月1日現在） | 業種 | 民間放送業 |

1. ねらい

仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境づくりに積極的に取り組み、人材を確保するとともに、業務の効率化をはかる。

2. 施策内容

①ワークライフバランス推進施策

・一般事業主行動計画を作成し、「両立支援のひろば」にて掲載中。以下抜粋。

<計画期間> 平成25年5月1日より平成30年4月30日までの5年間

<方策1> 育児休業規程の周知を図り、仕事と家庭の両立ができる環境をつくる。

<方策2> 小学校就学前の子を養育する社員が働きやすい環境をつくる。

<方策3> 妊娠中や産休復帰後の女性社員のための相談窓口を更に充実させる。

相談窓口は平成20年4月に設置以来、該当者へキメ細かな個別対応を行っている。

・産前産後休暇期間：有給（100%支給）

・育児短時間勤務等取得中の賞与：有給（100%支給・減額なし）

・休職期間中の基本給において、定期昇給時に追いつき規程が適用される。

・平成25年に育児休業規程を改定

1歳を超える場合の条件付き取得可能期間を「子が1歳6か月に達するまで」から「子が1歳6か月に達するまで、または1歳に達する年度末までのいずれか長いほう」に改定。

②長時間労働の把握と削減

・該当した者を対象に、月1回開催の産業医面談において、健康管理上の指導を行っている。

③男性の仕事と育児・子育て両立支援

・配偶者が出産する前の時期において、対象者および上司に出産休暇、育児休業制度（休業、短時間勤務、深夜業の制限他）の説明を行い、個別に対応している。

④仕事と介護の両立支援

・対象者および上司に看護休暇、介護休業制度の説明を行い、個別に対応している。

3. 取組実績・効果

<育児休業など取得者の実績>

平成23年 男性 育児短時間勤務申請、取得実績あり（初取得者）

平成25年 女性 子が1歳に達する年度末までとする制度変更により初めての取得（女性取得率100%）

平成26年 男性 1か月間の取得（初取得者）

平成27年 男性 1か月間取得の申請あり（7月を予定）